

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 地方道路公社及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が緊急確保航路内において水域占用等を行う場合について、国土交通大臣の許可を受けるのではなく、同公社を市又は都道府県と、同機構を国の行政機関とみなして、国土交通大臣と協議を行うものとする事。 (第一条関係)

第二 緊急確保航路が電気通信事業の用に供する水底線路の保護区域と重複する場合において、同航路内において国土交通大臣から水域占用等の許可を受けた者が許可行為に係る船舶のびよう泊や土砂採取等を行うことについて、当該保護区域内における禁止事項の適用を除外するものとする事。 (第二条関係)

第三 地方独立行政法人が緊急確保航路内において水域占用等を行う場合について、国土交通大臣の許可を受けるのではなく、同法人を都道府県又は市町村とみなして、国土交通大臣と協議を行うものとする事。 (第三条関係)

第四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が開発保全航路及び緊急確保航路内において水域占用等を行う場合について、国土交通大臣の許可を受けるのではなく、同機構を国の行政機関とみなして、国土交通大臣と協議を行うものとする事。 (第四条関係)

第五 この政令は、平成二十五年八月一日から施行するものとする。

(附則関係)